

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ………（生活文化局都民生活部管理法人課）…二
- 開発行為に関する工事完了（五件）……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…三
- 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定の解除……………（福祉保健局生活福祉部計画課）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…四
- 平成二十八年三月三日付東京都告示第三百十六号……………五

### 正誤

### 告示

#### ●東京都告示第八百五十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 被処分者

- (一) 商号 有限会社フォリオ
- (二) 代表者氏名 代表取締役 高橋 洋
- (三) 主たる事務所の所在地 千代田区九段南四丁目八番三十号
- (四) 免許証番号 東京都知事(5)第七一〇三七号
- (五) 免許年月日 平成二十四年一月二十八日
- 二 処分年月日 平成二十八年十一月四日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第一号

#### ●東京都告示第八百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

#### 指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年十月十三日	東久留米市下里二丁目七百四十二番一及び七百八十九番五の各一部	延長 四四・二六 幅員 五・〇〇

#### ●東京都告示第八百五十二号

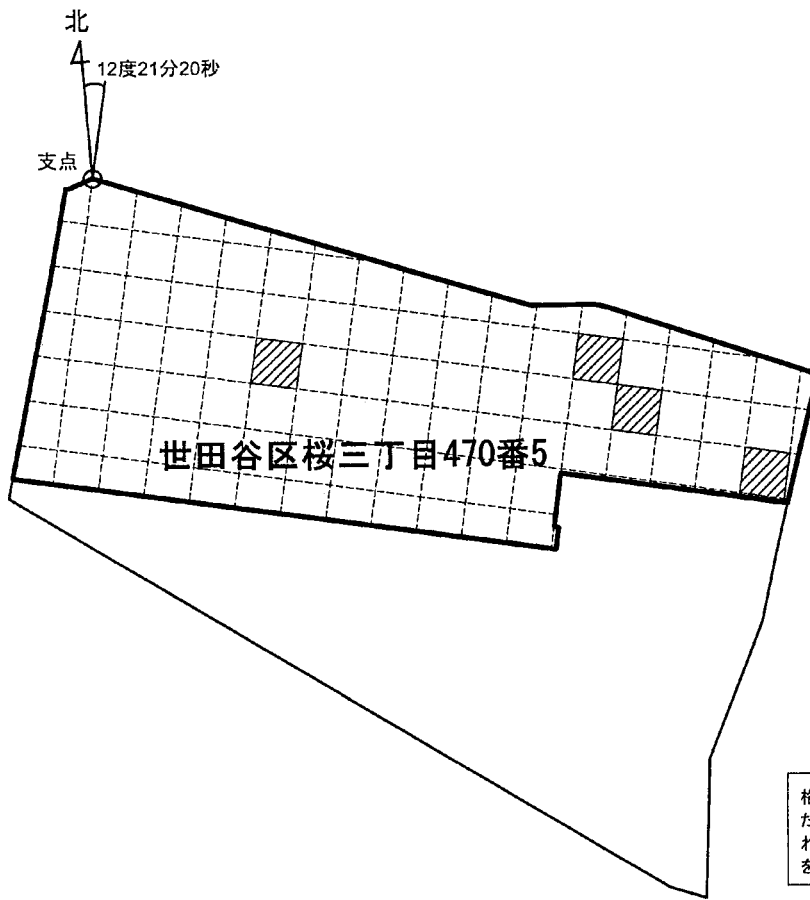
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第五百四十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（世田谷区桜三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、世田谷区桜三丁目470番5の最北端とする。

—【格子の回転角度（12度21分20秒）】—

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マイホッケープラス

三 代表者の氏名

福島 雄裕

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田小川町一丁目十番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、ホッケーに関する技術・知識・体験の提供、情報の集約・発信、会員組織の構築・運営・支援を行う。これによりホッケーをとおしてスポーツマンシップに則った生き方をする人を増やし、精神的にバランスのとれた豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。（以上原文のまま）

掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アビリティークラブたすけあい府中  
たすけあいワーカーズぽぽ

三 代表者の氏名  
上條 さと子

四 主たる事務所の所在地  
東京都府中市片町二丁目三番一号

五 定款に記載された目的  
本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査、学習、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会

三 代表者の氏名  
伊東 弘泰

四 主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区代々木四丁目三十番三号 新宿ミッドウ  
エストビル

五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及び高齢者に対して、福祉の増進、心身の健康の回復・維持、生活環境の整備、自立生活の支援、雇用や就労の促進と支援を図る活動等を行うとともに、未来を担う子どもたちの個性の尊重と可能性の育成のための保育を実践し、加えて高齢者をはじめ、さまざまなプロフェッショナルからその蓄積された知恵と技術、経験を交流・伝承する活動等を行い、子どもたち、親、高齢者、障害者など誰もが安心・安全で暮らせる健全な社会の実現を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人いんくる

三 代表者の氏名  
大瀨 眞

四 主たる事務所の所在地  
東京都目黒区八雲二丁目十二番七号

五 定款に記載された目的  
この法人は、障害のある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携の下、障害のある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十一月十五日  
東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
住所及び氏名

昭島市美堀町二丁目三百三十六番三十三号  
西東京市芝久保町四丁目二番四  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 西野 弘

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十一月十五日  
東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
住所及び氏名

日野市日野本町七丁目五番二、八王子市市安町三丁目二番  
同番三、同番四十六、同番四 三号  
十七、同番四十九及び同番五  
アクセル株式会社  
代表取締役 居蔵 研志

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成二十八年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

昭島市中神町一丁目七百四十  
六番一  
練馬区石神井町二丁目二十  
六番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

武蔵村山市大南二丁目八十八  
番三、同番四及び八十九番一  
西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ  
崎字野辺三百五十七番三  
有限会社吉泰  
代表取締役 佐々木隆行

あきる野市小川字澤田千四十  
四番五、千四十五番一及び同  
番二の一部  
あきる野市小川八百四十番  
イ号地  
高木 源一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成二十八年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

小金井市前原町四丁目九百五 千代田区大手町一丁目六番

十九番、九百六十番三、同番  
七、同番十一及び同番十九か  
ら同番二十一まで  
三菱地所レジデンス株式会  
社  
代表取締役 小野 真路

狛江市元和泉三丁目二千六百  
五十番一、同番十三及び二千  
六百五十八番一  
渋谷区初台一丁目四十七番  
一号  
小田急不動産株式会社  
代表取締役 雪竹 正英

多摩市大字落川字十八号千二  
百六十五番一、千二百六十六  
番一、同番二及び千二百六十  
七番一  
埼玉県川口市幸町三丁目八  
番四十六号  
株式会社三建アーキテクト  
代表取締役 小池 信三

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成二十八年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

武蔵野市吉祥寺北町五丁目千  
四百一番六、同番八、同番十、  
同番十三、千四百二番四及び  
同番七  
住友不動産株式会社  
代表取締役 仁島 浩順

西東京市芝久保町三丁目二千  
二十四番六及び同番七  
武蔵野市吉祥寺北町一丁目  
二十九番一号  
兼六土地建物株式会社  
代表取締役 鍵市 恒成

東久留米市中央町一丁目千五  
十六番  
小平市鈴木町一丁目四百七  
十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯  
の認定の解除について

平成二十五年十月十六日に発生した平成二十五年台風第  
二十六号による災害において、次に掲げる地域内に居住し  
ていた世帯について、被災者生活再建支援法(平成十年法  
律第六十六号)第二条第二号ハに規定する世帯(以下「長  
期避難世帯」という。)の認定を解除する。

平成二十八年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 地域名

大島町元町字神達五百五十番内、五百七十九番内、五  
百九十二番内及び六百番内

二 長期避難世帯の認定を解除した日

平成二十八年十一月十五日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団  
体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団  
体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、平成二十八年十一月十五日から四月以内に東京都

産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名  
Recipe SHIMOKITA  
A

二 店舗所在地  
世田谷区北沢二丁目二十番十七号

三 設置者名  
野村不動産マスターファンド投資法人

四 設置者住所  
新宿区西新宿八丁目五番一号

五 変更前の設置者の代表者名  
片岡 隆

六 変更後の設置者の代表者名  
柳田 聡

七 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社ダイエーほか三名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社ダイエーほか四名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社ダイエー

十 変更前の小売業者の代表者名  
村井 正平(株式会社ダイエー)

十一 変更後の小売業者の代表者名  
近澤 靖英(株式会社ダイエー)

十二 変更日  
平成二十八年十一月十五日ほか

十三 届出日  
平成二十八年十月二十七日

十四 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間  
平成二十八年十一月十五日から平成二十九年三月十五日まで。ただし

十六 縦覧時間

し、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十八年三月三日付東京都告示第三百十六号

ページ一段一行一 誤 正

五 中 後から 一七 江東区青海三丁目四番 江東区青海三丁目三十一番

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001